



島根県報

令和4年4月5日（火）

第 300 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
県営土地改良事業計画の決定	（ " ）	2

【公 告】

島根県森林情報システムの更改及び運用保守業務委託に係る提案競技の実施	（森 林 整 備 課）	3
公共測量の実施（2件）	（技 術 管 理 課）	7
公共測量の終了	（ " ）	8
都市計画変更の図書の縦覧	（都 市 計 画 課）	8

【特定調達公告】

島根県職員宿舎・駐車場管理システム構築・運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（管 財 課）	8
島根県住宅供給公社住宅管理共同利用システムの利用に係る随意契約の相手方等	（建 築 住 宅 課）	9

告 示

島根県告示第259号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年4月5日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市川合町川合土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所**理事**

森脇公二郎 大田市川合町川合1734
岩谷 俊幸 大田市川合町川合2472-1
坂田 哲朗 大田市川合町川合3076-5
根宜 幸二 大田市川合町川合2807-3
杉本 義美 大田市川合町川合3167-1
岩谷 成樹 大田市川合町川合2471-1
尾村 長憲 大田市川合町川合3024
安濃 貞男 大田市川合町川合2885-1

監事

三浦 修 大田市川合町川合3076-4
根宜 和之 大田市川合町吉永1050

2 就任年月日

令和3年5月24日

3 退任した役員の氏名及び住所**理事**

岩谷 俊幸 大田市川合町川合2472-1
坂田 哲朗 大田市川合町川合3076-5
尾村 長憲 大田市川合町川合3024
日和 正弘 大田市川合町川合3316
杉本 義美 大田市川合町川合3167-1
大崎 孝 大田市川合町川合2778-2
森脇公二郎 大田市川合町川合1734
根宜 幸二 大田市川合町川合2807-3

監事

安濃 貞男 大田市川合町川合2885-1
岩谷 成樹 大田市川合町川合2471-1

島根県告示第260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年4月5日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
黒石堤地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

公 告

島根県森林情報システムの更改及び運用保守業務委託に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和4年4月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 業務名

島根県森林情報システムの更改及び運用保守業務

(2) 業務の内容

島根県森林情報システムの更改及び運用保守業務

(3) 仕様等

島根県森林情報システムの更改及び運用保守業務に係る提案競技要求仕様書による。

(4) 契約期間

更改 契約の日から令和5年3月31日まで

保守 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(5) 提案価格の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

更改 34,983,300円以内

保守 30,585,500円以内

合計 65,568,800円以内

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了し

ていない者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

キ (2)の共同企業体の構成員でないこと。

ク 担当する技術者のうち1名以上は、次に掲げる資格のうちいずれかを有すること。

(ア) 技術士（総合技術管理部門（森林）又は森林部門）

(イ) 技術士補（森林部門）

(ウ) 森林情報士

(エ) R C C M（森林土木部門）

(オ) 林業普及指導員

ケ 平成29年4月以降に都道府県又は市町村におけるGISの調査、設計、構築（機器整備及びデータ整備を除く。）のいずれかを受託した実績を有すること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ウ) 構成員の住所及び名称

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資の割合

(キ) 構成員の責任

(ク) 取引金融機関

(ケ) 決算

(コ) 利益金の配当の割合

(ク) 欠損金の負担の割合

(コ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(サ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の契約不適合責任

(ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 構成員のうち少なくとも1社は、(1)のク及びケに該当すること。

オ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和4年4月5日（火）から同月19日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階 島根県農林水産部森林整備課森林計画グループ

(2) 守秘義務の遵守に関する誓約書

提案競技に必要な県の各種資料を閲覧及び受領するには、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。なお、誓約書様式は、島根県ホームページからも提供する。

(3) 提案競技説明会

ア 日時

令和4年4月14日（木）午後1時30分から午後2時30分まで

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁 603会議室

ウ 提案競技説明会参加希望者（企画提案参加申込の必須要件ではない。）は、提案競技説明会参加申込書を令和4年4月13日（水）午後1時までに持参又はFAXにより下記4の(3)のウと同じ場所へ1部提出すること。

4 提出書類

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げるアからシまでの書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加申込書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

エ 直近の財務諸表 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

オ 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

カ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

キ 協定書 1部（共同企業体の場合のみ）

ク 過去の類似事業実績（様式自由、過去5年以内の都道府県又は市町村における類似事業実績について） 1部

ケ 担当者届 1部

コ 提案書表紙 1部

サ 提案書 5部

シ 見積書 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参（土、日曜及び休日を除く午前9時から午後5時まで）による。

イ 提出期限

(7) 4の(1)のアからケまでの書類については、令和4年4月27日（水）午後3時までに提出すること。

また、郵送の場合は書留とし、同日の正午までに必着のこと。

(4) 4の(1)のコからシまでの書類については、令和4年5月19日（木）午後3時までに提出すること。

また、郵送の場合は書留とし、同日の正午までに必着のこと。

ウ 提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課森林計画グループ

電話（直通） 0852-22-5178

FAX 0852-22-6549

電子メール shinrin@pref.shimane.lg.jp

5 提案競技に係る質問及び回答について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（FAX又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

- (2) 提出先は、4の(3)のウに同じ。
- (3) 提出期限は、令和4年4月20日（水）午後1時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、令和4年4月26日（火）までに提案競技説明資料の受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。

6 提案競技参加資格者確認審査結果の通知

申込者に対し、令和4年4月28日（木）付けで、郵送にて通知する。

7 選定方法

(1) 審査委員会及び評価項目

ア 別に設置する「島根県森林情報システム更改及び運用保守業務提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、業務受託者の選定を行う。

イ 審査要綱については、別途定める。

ウ 評価については、以下の点を特に考慮する。

(ア) 実施体制及びスケジュール

(イ) システムの操作性

(ロ) システムの保守性

(ハ) システムの更改・保守に要する経費

(ニ) 市町村及び林業事業体との情報共有の円滑化

エ 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。

(2) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(3) 審査経過については公表しない。

また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号により随意契約とする。なお、契約予定者が契約辞退した場合は、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

11 提案競技に関する問合せ先

4の(3)のウに同じ。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Forest information system for Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. May 19, 2022
- (3) For further details contact : Forestry Improvement Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-5178

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年4月5日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年3月23日から同年5月31日まで

3 作業地域

出雲市佐田町高津屋地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について砂防課長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年4月5日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

2 作業期間

令和4年3月23日から同年8月31日まで

3 作業地域

大田市、江津市、川本町、美郷町、飯南町、邑南町及び奥出雲町の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年3月15日に終了した旨松江市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年4月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（航空レーザー測量）

2 作業期間

令和3年5月26日から令和4年3月15日まで

3 作業地域

松江市

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年4月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県職員宿舎・駐車場管理システム構築・運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部管財課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年3月16日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

Fしまね職員宿舎・駐車場管理システム共同企業体

代表者 富士通 J a p a n株式会社 島根支社長 艸葉 美市博 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

89,517,780円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年4月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県住宅供給公社住宅管理共同利用システムの利用 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部建築住宅課 島根県松江市殿町8番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年3月17日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県住宅供給公社 理事長 山口 和志 島根県松江市古志原四丁目1番1号

5 随意契約に係る契約金額

142,606,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。